

資格課程科目の履修条件

【教職課程】

1. 教職課程科目の履修は、原則として本学在学中に教職課程を履修していた、本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に教員免許状を取得するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 「教育実習 I」「教育実習 II」の単位を未修得の者が教職課程科目を履修する場合、原則として教育実習校を自分で確保すること。
3. 「教育実習 I」「教育実習 II」の履修を希望する場合は、原則として前年度に「教育実習指導」を履修し、単位修得済みであること。
4. 出願者は、面談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
 - (1) 志望理由書
 - (2) 履修計画書
 - ・ 教員免許状取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）
 - ・ 「教育実習 I」「教育実習 II」の履修を希望する場合は、当該年度の実習受入承諾書。

【司書教諭課程】

1. 司書教諭課程科目の履修は、原則として本学在学中に司書教諭課程を履修していた、教員免許状を有する本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に司書教諭となる資格を取得するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 「情報科学入門 1a,1b」「情報科学入門 2」で扱われる内容に相当する、ネットワークに接続されたコンピュータを活用するために必要となる知識・技能を有すること。
3. 出願者は、面談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
 - (1) 志望理由書
 - (2) 履修計画書
 - ・ 資格取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）

【司書課程】

1. 司書課程科目の履修は、原則として本学在学中に司書課程を履修していた、本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に司書となる資格を取得するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 「情報科学入門 1a,1b」「情報科学入門 2」で扱われる内容に相当する、ネットワークに接続されたコンピュータを活用するために必要となる知識・技能を有すること。
3. 3, 4 年次配当科目は、2 年次必修科目を修得済みの者が履修できる。
4. 出願者は、面談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
 - (1) 志望理由書
 - (2) 履修計画書
 - ・ 資格取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）

【学校司書課程】

1. 学校司書課程科目の履修は、原則として本学在学中に学校司書課程を履修していた、本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に学校司書となる資格を取得するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 「情報科学入門 1a,1b」「情報科学入門 2」で扱われる内容に相当する、ネットワークに接続されたコンピュータを活用するために必要となる知識・技能を有すること。
3. 3, 4 年次配当科目は、2 年次必修科目を修得済みの者が履修できる。
4. 出願者は、面談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
 - (1) 志望理由書
 - (2) 履修計画書
 - ・ 資格取得に必要な科目の修得済み単位がある場合は、それがわかるもの（公的書類でなくてもよい）

【学芸員課程】

1. 学芸員課程科目の履修は、原則として本学在学中に学芸員課程を履修していた、本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に学芸員となる資格を取得するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 「博物館実習」の履修を希望する場合は、原則として学外の博物館・美術館等の館園実習における実習先を自分で確保すること。
3. 今年度の科目等履修生には平成 24 年度改正カリキュラムが適用されるので、平成 24 年度以前に学芸員課程を履修していた場合は、出願期間中に確認すること。

【日本語教員課程】

1. 日本語教員課程科目の履修は、原則として本学在学中に日本語教員課程を履修していた、本学卒業者または本学大学院修了者で、在学中に日本語教員課程を修了するために必要な単位を修得できなかった者に限る。
2. 出願者は、面談時に下記書類（任意形式）を提出すること。
 - (1) 志望理由書
 - (2) 履修計画書

以 上